

## 書面協議の進め方

## 協議事項1「地域で不足する外来医療機能の決定」について

- 圏域調整会議において協議するための基礎資料として、二次保健医療圏ごとに厚生労働省から提供されたデータによる定量的な分析と、市郡地区医師会及び市町へのアンケート調査で寄せられた意見に基づき、「地域で不足する外来医療機能（たたき台）」が示されました。（資料1）
- このたたき台では、各外来医療機能についてアンケート調査結果を点数化したものを「推定値」とし、推定値が0以下のもの、あるいは自由記載欄において、明らかに区域で不足していると考えられるものを「地域で不足する外来医療機能」としています。
- これを踏まえ、初期救急、在宅医療、公衆衛生（学校医、予防接種、健康診断）、その他の医療の6つの外来医療機能について、備北圏域における不足の有無を別紙3「回答様式」（以下「回答様式」という。）に御記入ください。
- たたき台においては、資料1、15ページのとおり、備北圏域では、初期救急、在宅医療、公衆衛生（学校医）の3つが不足すると示されています。たたき台と違う方（下線のない方）に回答される場合は、そう考える理由も御記入ください。
- 現行計画策定時に「へき地の医療」がその他の医療として追加されましたが、同様に6つの外来医療機能以外に不足していると考えられる機能があれば、そう考える理由を併せて回答様式に御記入ください。

## 協議事項2「新規開業者等へ「不足する外来医療機能」を担うよう申出書の提出を求める手続」の取扱いについて

- 現在、外来医師多数区域においては、資料2、2ページのとおり、不足する外来医療機能を担っていただけるよう、新規開業者に対して申出書の提出を依頼しています。
- ただし、福山・府中と備北の2圏域においては、外来医師多数区域ではないため、今のところ、この取組は行われていません。
- 手続の内容を紹介すると、資料2、2ページの中程にある申出書様式について、「合意する」として担う外来医療機能を記載の上、管轄保健所に提出いただいた場合、医療機関名と外来医療機能などの情報が、広島県ホームページに掲載される、というものです。（掲載例：「初期救急、学校医を担当します」、「在宅医療に協力します」、「学校医の要請があれば検討します」など）
- 現行では、この申出書の提出を依頼する対象は、外来医師多数区域の新規開業者のみでしたが、次期外来医療計画からは、「外来医師多数区域以外の区域において、又は新規開業者以外の者に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができることとする。」と改定されます。
- したがって、当備北圏域においては、実施時期と依頼対象について協議、決定することになります。
- 実施時期については、「令和6年4月1日から実施する」又は「令和6年4月1日以降での実施を検討する」のいずれかを選択して、その理由と併せて回答様式に御記入ください。

- 依頼対象については、「新規開業者」及び「新規開業者以外の者（既存の診療所）」について、申出書の提出を求めらるかどうかを、回答様式に御記入ください。
- ※ 両方とも「提出を求めない」とすると、この取組自体を実施しないことになるので、いずれか一つは「提出を求めるとして」ください。
- 「提出を求めない」と回答された場合は、そう考える理由も併せて御記入ください。

### 協議事項3 「備北圏域の医療機器共同利用方針」について

- 国ガイドラインにおいては、区域ごとに医療機器の共同利用方針の確認を行うこととされています。
  - 現行の広島県外来医療計画においては、対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）に係る共同利用方針として、次のとおり策定されています。
- <共同利用の方針>

  - 対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
  - 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
  - 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- ※ 上記方針は、当時の各圏域において地域医療構想調整会議にかけられ、全圏域共通かつ、全医療機器共通の方針とされました。（圏域ごとに策定されていますが、全圏域とも同じ文面となっています。）
  - 県においては、次期外来医療計画においても、現行と同じ方針とする考えとなっておりますが、その良否について協議します。
  - 回答様式の「現行どおりで良い」又は「変更が必要」のいずれかを選択して御記入ください。
  - 「変更が必要」に御回答される場合は、変更する内容とその理由についても御記入ください。
  - 令和2年の当調整会議の確認では、資料3、1(3)のとおり、対象機器から放射線治療を除いています。この機会に整合性を図るべきとの御意見であれば、「変更が必要」に御回答ください。

### 協議事項4 「医療機器の稼働状況の報告」について

- 次期外来医療計画においては、令和5年4月1日以降に、高額医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）を新規購入した医療機関（外来医療報告で確認可能な病院、有床診療所を除く）については、資料4、29ページのとおり、医療機器の稼働状況の報告を求めることとなりました。
- この手続については、1年間の利用件数を記入する形式であるため、実際の報告開始は令和6年度からとなります。
- 報告書の提出方法などについては、今後、県としての方針が整理されていくことになっています。
- このことに対する意見の有無を、回答様式に御記入ください。
- 「意見あり」に御回答される場合は、具体的に意見の内容を御記載ください。